

暴風・大雨・洪水警報、特別警報等発表時及び解除時の対応基準

森 町 教 育 委 員 会
平成28年4月1日より実施

時	状 況	対 応 基 準 の 内 容	留 意 事 項
登 校 ・ 登 園	(1) 午前6時30分の時点で暴風、大雨、洪水警報(以下、警報)のうち一つ以上発表されている。 または特別警報が発表されている場合	○ 自宅待機	・ 森町内の同報無線で自宅待機の放送を行う。 ・ 保護者との連絡を密にする中で、安全を最優先して実施する。
	(2) 午前8時30分までに警報または特別警報が解除された場合	○ 登校・登園	
	(3) 午前8時30分までに警報または特別警報が解除されなかった場合	○ 泉陽中学校区の小中学校は原則として休校 ○ 全幼稚園は休園 ○ 旭が丘中・森中学校区の小中学校は引き続き自宅待機	
	(4) 午前11時までに警報または特別警報が解除されなかった場合	○ 旭が丘中・森中学校区の小中学校は原則として休校	
	(5) 午前11時までに警報または特別警報が解除された場合	○ 旭が丘中・森中学校区の小中学校は登校	
在 校 園	登校後、警報または特別警報が発表された場合	○ 平常通りの授業・保育	・ 学校・園で待機し、安全確保を徹底する。
下 校 ・ 降 園	(1) 終業時刻以前に、警報または特別警報が解除された場合	○ 平常通り下校・降園	・ 通学路の安全を確認後、下校させる。
	(2) 終業時刻以降も、警報または特別警報が解除されない場合	○ 学校待機 ・ 状況を見て保護者へ引き渡し ・ 職員の引率による集団下校 ・ 地区責任者に引き渡し	・ 保護者との連絡を密にする中で、安全を最優先して実施する。
	(3) 台風等の進路により、警報または特別警報が出されると予想される場合	○ 早めに下校・降園	・ 通学路の安全を確認後、下校させる。